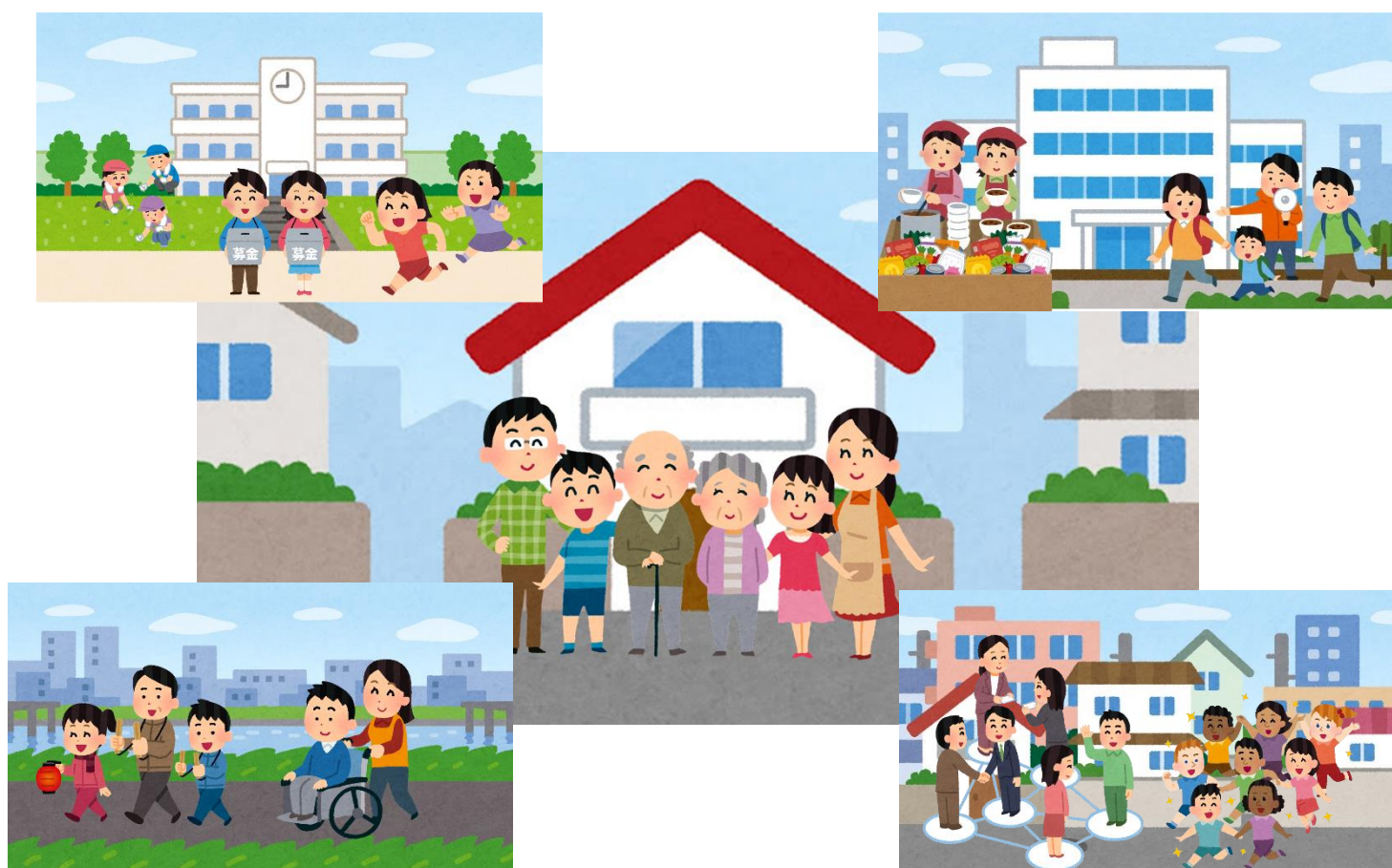


第3次知多市社会福祉協議会発展強化計画

令和4年度～令和9年度

共に支え合い 住み慣れた地域で

安心して暮らせる まちづくり



令和4年3月

社会福祉法人知多市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 知多市社会福祉協議会とは …………… 1
- 2 計画の特徴 ……………4
- 3 計画の位置付け ……………6
- 4 計画の期間 ……………7
- 5 計画の推進体制と進捗管理 ……………7
- 6 第2次発展強化計画の評価 ……………8

第2章 基本理念・基本方針

- 1 基本理念 ……………12
- 2 基本方針 ……………12
- 3 計画の体系 ……………16

第3章 今後の取組み

- 1 連携と協働の仕組みづくり ……………19
- 2 必要な支援を受けられる環境づくり…23
- 3 誰もが参加できる活動の場づくり…27
- 4 信頼される社協づくり ……………30

【資料】

- 1 用語解説 ……………35
- 2 統計資料 ……………39
- 3 事務局体制…………46
- 4 法人の沿革…………48
- 5 策定経過…………54

第1章 計画策定にあたって

1 知多市社会福祉協議会とは

(1) 知多市社会福祉協議会の沿革

知多市社会福祉協議会(以下「知多市社協」という。)は、昭和56(1981)年6月5日に社会福祉法人として登記、設立当初は会員制度の普及を中心に、つなぎ資金・くらし資金の低所得者向け貸付業務と心配ごと相談を主たる業務としていました。

その後、平成2(1990)年度にホームヘルプサービス事業受託をはじめ、食事サービス事業、老人福祉施設、デイサービス事業、在宅介護支援センター(地域型)の各事業を段階的に受託し、知多市社協の組織基盤整備と直接サービス事業の提供を行う一方で、コミュニティワークにより新しい事業を展開してきました。

平成12(2000)年度に、介護保険事業(訪問介護、通所介護、居宅介護支援)を開始、平成13(2001)年度に知多市社協ボランティア活動推進計画を策定、災害救援ボランティア養成講座を開始しました。平成15年(2003)年度にあんしんとなり組事業(後にあんしんとなり組・災害時要援護者支援事業に改名)、ふれあい・いきいきサロン事業、障がい者居宅介護等事業、障がい者デイサービス事業等をはじめ事業拡充を図ってきました。

平成17(2005)年度に福祉活動センター内に知多市総合ボランティアセンターを設置し、その後、平成19年(2007)年1月の知多市市民活動センターの開所に合わせ移転しました。

平成18(2006)年度に地域包括支援センター(知多北)を知多北部広域連合より受託、平成21(2009)年度の福祉活動センター南館増設に合わせて、地域包括支援センター(知多南)を知多包括支援センターとして統合し、知多北部広域連合より、市全域を受託しました。

平成22(2010)年度に民生委員児童委員協議会事務局が市より移動、平成25年(2013)年度に青少年居場所支援事業(受託)及びひきこもり訪問支援事業開始、佐布里デイサービスセンター及び金沢デイサービスセンターの廃止、平成26(2014)年度に高齢者虐待相談センター(受託)、翌年には認知症カフェ事業の開始と日常生活自立支援事業の直接実施(愛知県社会福祉協議会から受託)、さらにその翌年には生活支援体制整備事業の一部を受託、生活困窮者自立支援相談窓口(市役所内)に職員を出向(2年)させるな

ど、その運営に協力しました。

平成 28(2016)年度に、老人福祉施設は、市の直営管理になりました。平成 30(2018)年度に、知多市生活困窮者サポートセンター(後に知多市自立生活サポートセンターに改名)を開設し、自立相談支援・家計改善支援事業を受託しました。さらに知多市障がい者相談事業所しゃきょう(特定相談支援事業)を開設し、障がい者相談支援センターを3法人(知多福社会、NPO 法人びすた〜り、知多市社協)で受託しました。南粕谷デイサービスセンターは廃止されました。

このように、知多市社協は住民、行政、様々な関係機関と連携・協働を図り知多市の福祉の相談支援、サービス提供の体制を敷き、包括的支援体制の構築を図るべく今日に至りました。

※特に断りがない「受託」は知多市からの受託を指します。

(2) 知多市社協の主な歴史

創設期 (1980 年代)	1981 年	法人設立
	1988 年	発展計画策定
基盤強化・直接サービス展開期 (1990 年代)	1990 年	ホームヘルプサービス事業受託
	1993 年	福祉活動センター開館
	1998 年	老人福祉施設、デイサービス事業、 在宅介護支援センター受託
包括的支援体制構築期 (2000 年以降)	2000 年	介護保険事業(訪問介護・通所介護・ 居宅介護支援)開始
	2003 年	あんしんとなり組事業開始(後にあんしん となり組・災害時要援護者支援 事業に改名)
	2006 年	地域包括支援センター(知多北)受託(知 多北部広域連合)
	2018 年	生活困窮者サポートセンター開設(後に 自立生活サポートセンターに改名) 特定相談支援事業開始 障がい者相談支援センター受託

(3) 知多市社協の役割

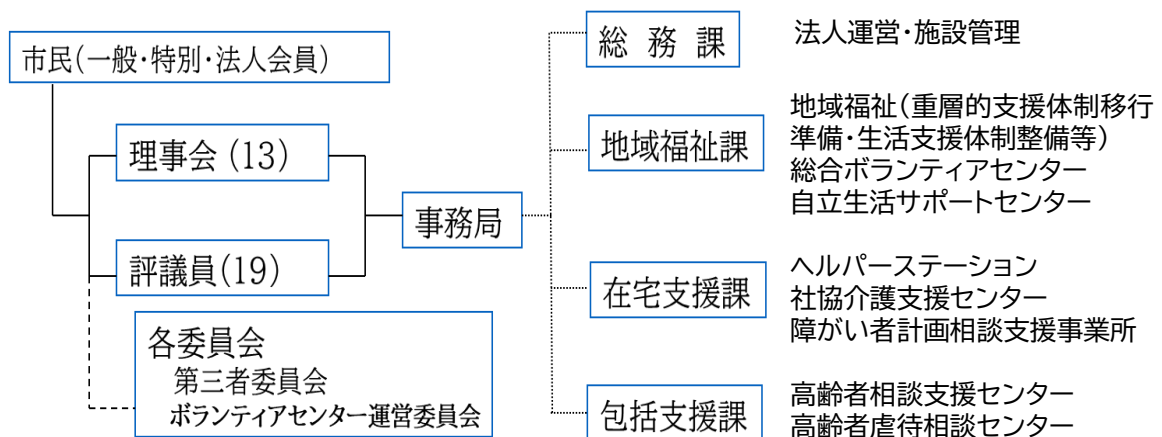
社会福祉協議会は、昭和26年(1951)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられた、営利を目的とせず社会福祉活動の推進を目的とした民間組織です。

社会福祉協議会は、地域の人びと、民生委員・児童委員、福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。各種の福祉サービス、相談活動、ボランティアや市民活動の支援など、地域の特性に応じて、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

(4) 知多市社協の組織

知多市社協は、理事会(執行機関)、評議員会(議決機関)及び監事会(監査機関)と、事業を実施する「事務局」によって組織されています。事務局体制は、総務課(法人運営・施設管理)、地域福祉課(地域福祉実践・総合ボランティアセンター・自立生活サポートセンター)、在宅支援課(介護保険事業・障がい者相談支援センター等)、包括支援課(地域包括支援センター・高齢者虐待相談センター・認知症ケア等)に分かれ、世代や分野を問わない相談支援、地域づくりをしています。

<組織図> 令和3(2021)年4月1日現在



2 計画の特徴

(1) 地域福祉計画と発展強化計画

市区町村社会福祉協議会の活動に関する計画は、一般的には「地域福祉活動計画」として策定されており、市区町村(行政)の地域福祉計画とは別の計画として位置付けられています。しかし、平成 22(2010)年度に策定した第2次知多市地域福祉計画は、知多市における地域福祉政策の連携及び整合性を図るため「市と知多市社協の協働による一体型の計画」として策定されました。

その後、知多市社協が行う事業活動に特化した計画も必要であるため、地域福祉計画を具体的に推進するアクション計画の要素とそれらを推進するための基盤整備・機能の見直しを図ることを目的に平成 23(2011)年度に第1次発展強化計画、平成 28(2016)年度に第2次発展強化計画を策定しました。

令和3(2021)年度に、第4次知多市地域福祉計画と、第2次計画の総括等を踏まえ、これからの知多市社協の事業と機能包括的支援体制での役割を示す第3次発展強化計画を策定しました。

(2) 社会背景

今、国を挙げて進めているのが「地域共生社会」の実現です。

その背景にあるのは、今後、人口減少、高齢者世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まり、「社会的孤立」、団塊世代が後期高齢を迎える「2025年問題」、団塊ジュニア世代の高齢化の「2040年問題」、さらには「世帯の複合的課題」等、さまざまな課題が増え、これまでの取組みでは対応しきれなくなっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

人と人、人と資源がつながり、地域のネットワークを構築していくためには、コーディネート機能が必要であり、そのためにコミュニティソーシャルワーカーの機能が今まで以上に求められています。

(3) 重層的支援体制整備事業の取組み

「地域共生社会」の実現の取組みとして、平成30年4月、社会福祉法に市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、令和2年6月には、新たに「重層的支援体制整備事業」が定義され、確たる法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図ることとしました。

この「重層的支援体制整備事業」は、3つの支援を柱としています。

- ①相談支援・・・本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援
- ②参加支援・・・本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援・・・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

これらを一体的に行うことにより、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなるものです。

重層的支援体制整備事業は、次の基本的な理念に基づいて実施していきます。アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと。本人・世帯を包括的に受け止め支えること。本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること。信頼関係を基盤として継続的に行われること。地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと。また、進めていく際には、地域住民や支援関係機関と丁寧な議論を行い、意識の醸成を図っていきます。

(4) 市民、関係団体等の意見の反映

本計画策定にあたっては、知多市社協だけの課題ではなく、第4次知多市地域福祉計画策定の際に市が実施した市民アンケート、団体等ヒアリングで出された地域の活動拠点、相談しやすい環境の整備、地域住民同士、世代間の交流といった課題も反映しています。

(5) SDGsを推進する計画

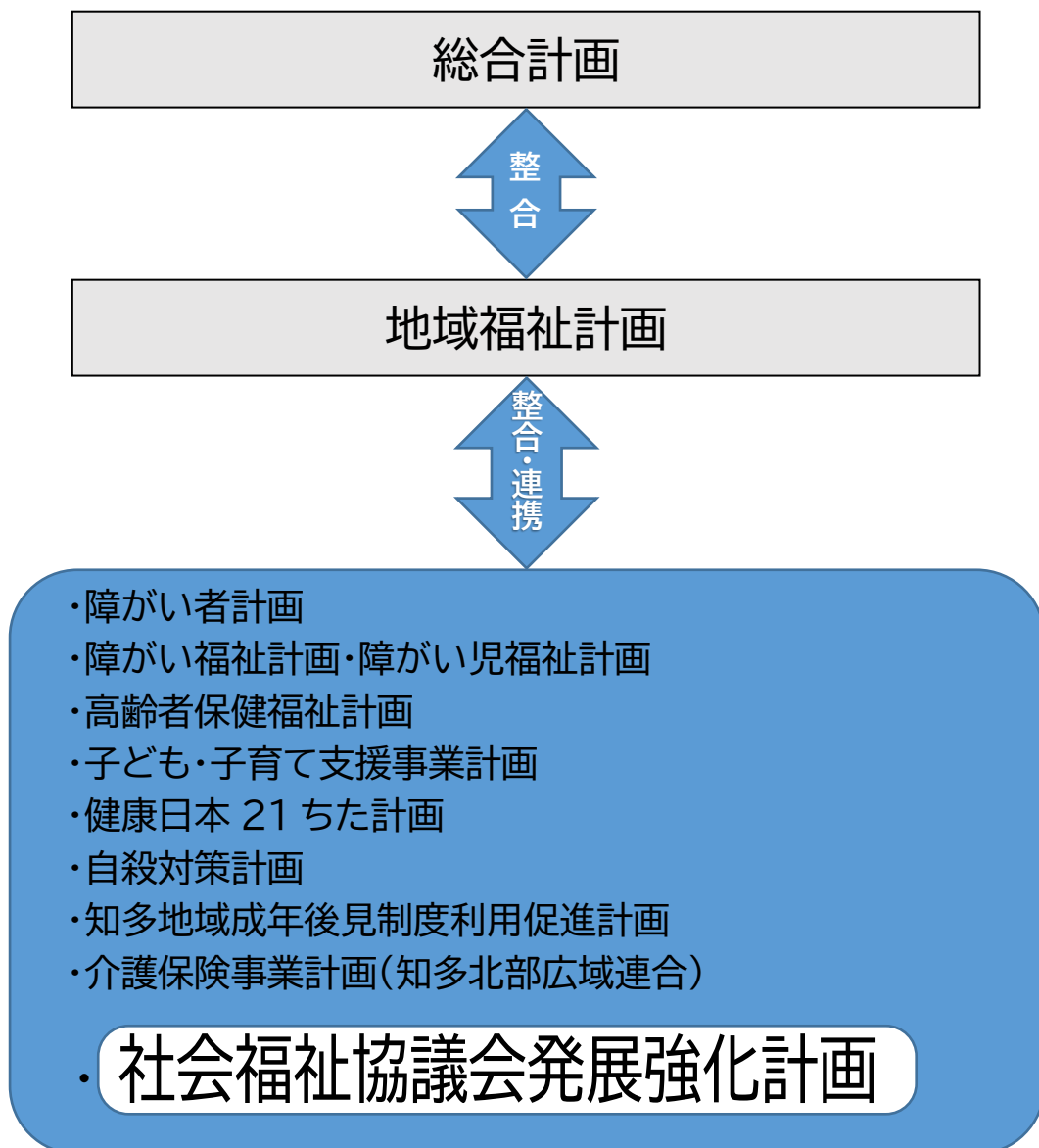
SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標であり、17のゴールと169のターゲットが示されています。経済、社会、環境の課題を統合的に解決するため、国際社会全体がそれぞれの責任と役割において行動していくための「道しるべ」として定められたものです。その基本理念には、世界中の誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の形成が掲げられています。

知多市社協は、持続可能な社会の実現のため、SDGs理念に賛同し、本計画において具体的なゴールの設定と達成に向けて取り組んでいきます。

3 計画の位置付け

本計画は、「第4次知多市地域福祉計画」を上位計画に持ち、その他の福祉関係計画と連携し、知多市社協の目指すべき方向性を明確にし、事業を持続的に推進するための指針として位置付けます。

本計画と他の計画との関係図



4 計画の期間

本計画は、令和4(2022)年度を初年度とし、令和9(2027)年度を最終年度とする6年間の計画です。

	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
総合計画	→ ~令和11年度 →									
地域福祉計画	→ → → → → → → → → →									
障がい者計画	→ → → → → → → → → →									
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	→ → → → → → → → → →									
高齢者保健福祉計画	→ → → → → → → → → →									
子ども・子育て支援事 業計画	→ → → → → → → → → →									
健康日本 21 ちた計画	→ → → → → → → → → →									
自殺対策計画	→ → → → → → → → → →									
知多地域成年後見制度 利用促進計画	→ → → → → → → → → →									
介護保険事業計画 (知多北部広域連合)	→ → → → → → → → → →									
社会福祉協議会発展強 化計画	→ → → → → → → → → → 第3次(令和4年度~令和9年度) →									

5 計画の推進体制と進捗管理

計画を推進するにあたっては、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア団体、市民活動団体、民間事業者、市等、多様な関係機関と連携して取り組みを進めます。

合理的かつ効果的に推進するため、組織の枠を超えて社協職員一丸となって取り組めるよう「計画策定推進会議」(仮称)を設置し、計画の実現に向けて、年度ごとに具体的な事業の取り組みについて検証し、進捗状況は、理事会、評議員会に報告の上、ホームページ上で公表します。

中間年の3年目には計画全体の見直しを図り、必要に応じた計画の修正を行います。

6 第2次発展強化計画の評価

I 市民本位の福祉サービス

【重点目標】

- 社協の情報発信、認知度向上
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 福祉教育プログラムの作成、実施

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・事業等の情報を新聞、CATVに提供し、より多くの人に情報発信 ・フェイスブック、ブログ、インスタグラム等新たな情報発信ツールの利用 ・コミュニティソーシャルワーカーを育成 ・福祉協力校事業において体験を中心とした短期学習プログラムから調査研究を中心とした長期学習プログラムへの移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人に必要な情報を届ける新たな方法の開拓が必要 ・情報を受け取った人が行動に移せる取り組みが必要 ・ホームページの更新頻度の向上 ・コミュニティソーシャルワーカーの位置付けの整理が必要 ・学習講師の人材確保、育成が必要

II 市民の支え合い活動の活性化

【重点目標】

- あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業取り組み事例の作成
- 居場所・交流の場の充実

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業の確認書を全地区と締結 ・それぞれの地区の特性が把握できた ・ふれあい・いきいきサロン開催により、これまで気にかけることのなかった人も気にかけるようになった ・ふれあい・いきいきサロンの支援のための講師派遣プログラム実施 ・関係機関と協働でまちづくり人材の育成・フードバンクの活用等、支援の幅の広がり ・介護予防フォローアップ教室の自主グループ化により活動の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業の締結後の取り組みの把握が必要 ・地区で活動する年齢層に偏りがあり各年齢層の参加が必要 ・ふれあい・いきいきサロンの多くが高齢者の参加となっているため、多世代が集える働きかけが必要 ・ふれあい・いきいきサロンスタッフの高齢化が進んでおり、後継者の育成が必要 ・新型コロナウイルス感染症対策等、ボランティア活動の安全強化 ・居場所機能の内容(心身機能の維持向上、社会性の担保等)充実が必要

Ⅲ 誰もが参加できる健康・生きがいづくり

【重点目標】

○ひきこもり支援

成果	課題
<ul style="list-style-type: none">・フリースペース「まな」が、社会参加のきっかけ、戻れる場所、居場所機能を提供・ふれあい・いきいきサロン開設支援	<ul style="list-style-type: none">・フリースペース「まな」の機能充実のため次世代の人材育成が必要・居場所に来られなくなった人へのフォロー体制が必要

Ⅳ 連携のとれた施策・活動の推進

【重点目標】

○地域ケア会議の充実

○第2層生活支援コーディネーター受託

○認知症ケア向上推進

○あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業取り組み事例の作成

成果	課題
<ul style="list-style-type: none">・地域ケア会議(個別事例)の開催・八幡地区、東部地区の第2層生活支援コーディネーターを受託・認知症介護者家族交流会、認知症カフェの開設支援及び男性介護者カフェの開催支援等、認知症介護者の交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none">・他地区のNPO法人の第2層生活支援コーディネーターとの取り組みの方向性の共有が必要

V 孤立しない・させない関係づくり

【重点目標】

○コミュニティソーシャルワーカーの配置

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活サポートセンターを開設し、生活困窮者の相談支援体制を整備、幅広い相談に対応 ・自立生活サポートセンターにおいて相談者の自立生活の再建に貢献 ・高齢者相談支援センターにおいて虐待相談に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の制度、サービスだけでは対応できない相談が増えてきている。相談支援だけでは解決できない内容もあり新しい事業の開発が必要 ・生活困窮者の生活再建のための出口支援が必要 ・早期発見、早期解決のため社協、包括支援センター等だけでなく、身近な相談窓口が必要

VI 信頼される社協づくり

【重点目標】

○職員採用・配置

○研修体系の見直しと職員の資質向上

○会員加入促進

○緊急事態に対する業務継続計画(BCP)

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の増加に伴い職員採用 ・新規採用職員研修、キャリアパス研修等研修の充実 ・業務継続計画(BCP)の作成 ・災害ボランティアコーディネーター基礎力向上講座実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の多様化に伴い、職員体制を縦割りから横断的な体制への見直し ・会員が減少傾向にあり、新たな加入方法の見直しが必要 ・業務継続計画(BCP)の見直し

Ⅶ 介護保険・障がい福祉事業の推進

【重点目標】

- 介護保険利用者の確保
- ホームヘルパーの確保
- 特定障害者相談支援事業の実施

成果	課題
<ul style="list-style-type: none">・福祉の仕事の啓発(知多翔洋高校の介護体験授業講師)・特定障害者相談支援事業所の開設及び障がい者相談支援センターの受託	<ul style="list-style-type: none">・介護保険利用者の確保が不十分・ホームヘルパーの高齢化が進行・障がい者相談支援センターでは相談件数の増加に対応し、専門職の確保が必要

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

本計画の基本理念は、「第4次知多市地域福祉計画」と同じく、子どもから高齢者まで、障がいのある人もそうでない人も、すべての人が安心して暮らせる、そんな地域をみんなで創っていくことを願い「共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり」とします。

**共に支え合い 住み慣れた地域で
安心して暮らせる まちづくり**

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針には、地域福祉計画の3つの基本方針に知多市社協の組織体制を強化するための取り組みを加えた4つの基本方針を掲げます。

1 連携と協働の仕組みづくり

(共に支え合い)

「まちづくり」は、市民がお互いに理解し合い、交流し、地域の課題解決に取り組む、共に支え合う意識を持つことが必要です。そのために市民が隣近所・地域でのつながりを大切に、支え合い活動を広げられる仕組みづくりを推進します。

2 必要な支援を受けられる環境づくり

(住み慣れた地域で 安心して暮らせる)

市民の生活支援や災害時支援など、包括的・重層的な支援体制の構築に向け、保健・医療・福祉の関係機関・事業所が連携して、地域に住む人が必要な支援を受けられる環境づくりを推進します。

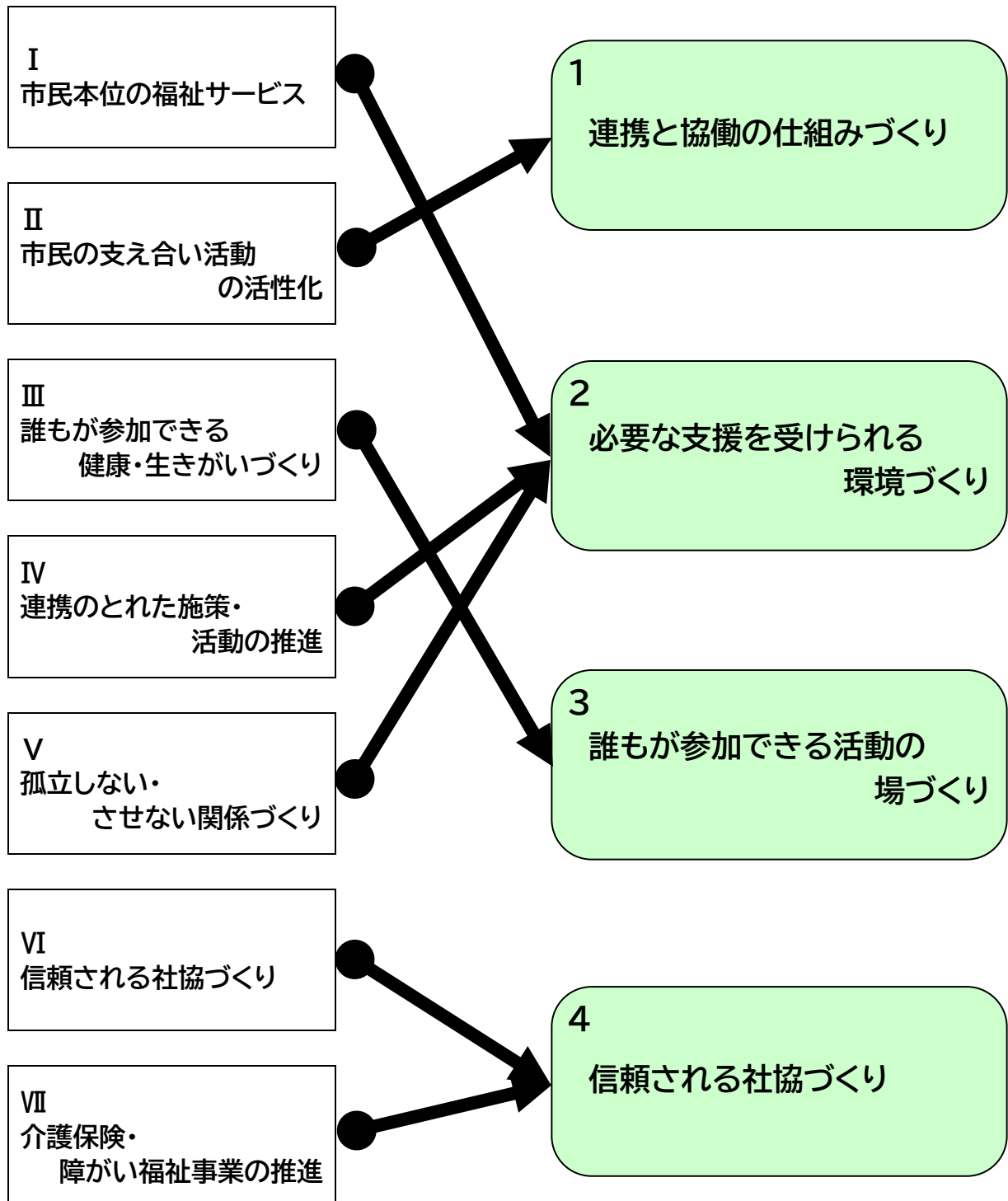
3 誰もが参加できる活動の場づくり (まちづくり)

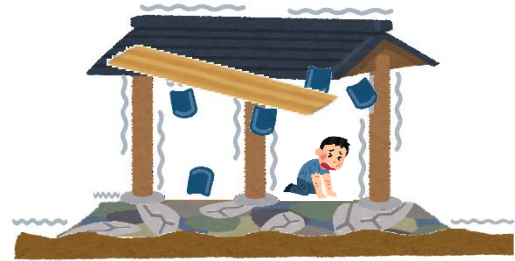
子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての市民が交流でき、それぞれが役割を持ち、健康でいきいきと暮らせるためのまちを市民が創っていけるよう、活動の場づくりを推進します。

4 信頼される社協づくり

3つの基本方針を実現するためには、人材と財源が必要です。そのため、人材の確保・育成、安定した経営をするための財政基盤の強化、事務事業の効率化を推進します。

第2次発展強化計画の7つの基本目標は、複合・複雑化する課題への対応、また重層的支援体制整備事業の「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の事業に対し、横断的に取り組んでいく必要があることから4つの基本方針に集約します。





複合的な困りごとは、横断的に対応する必要があります。柱と柱をつなぐ「筋交い」の役目を果たすのが重層的支援体制整備事業です。

みなさんの生活のお手伝いをするためにも、基礎がしっかりしておかないといけません。基礎がぜい弱だと、計画は実施できません。

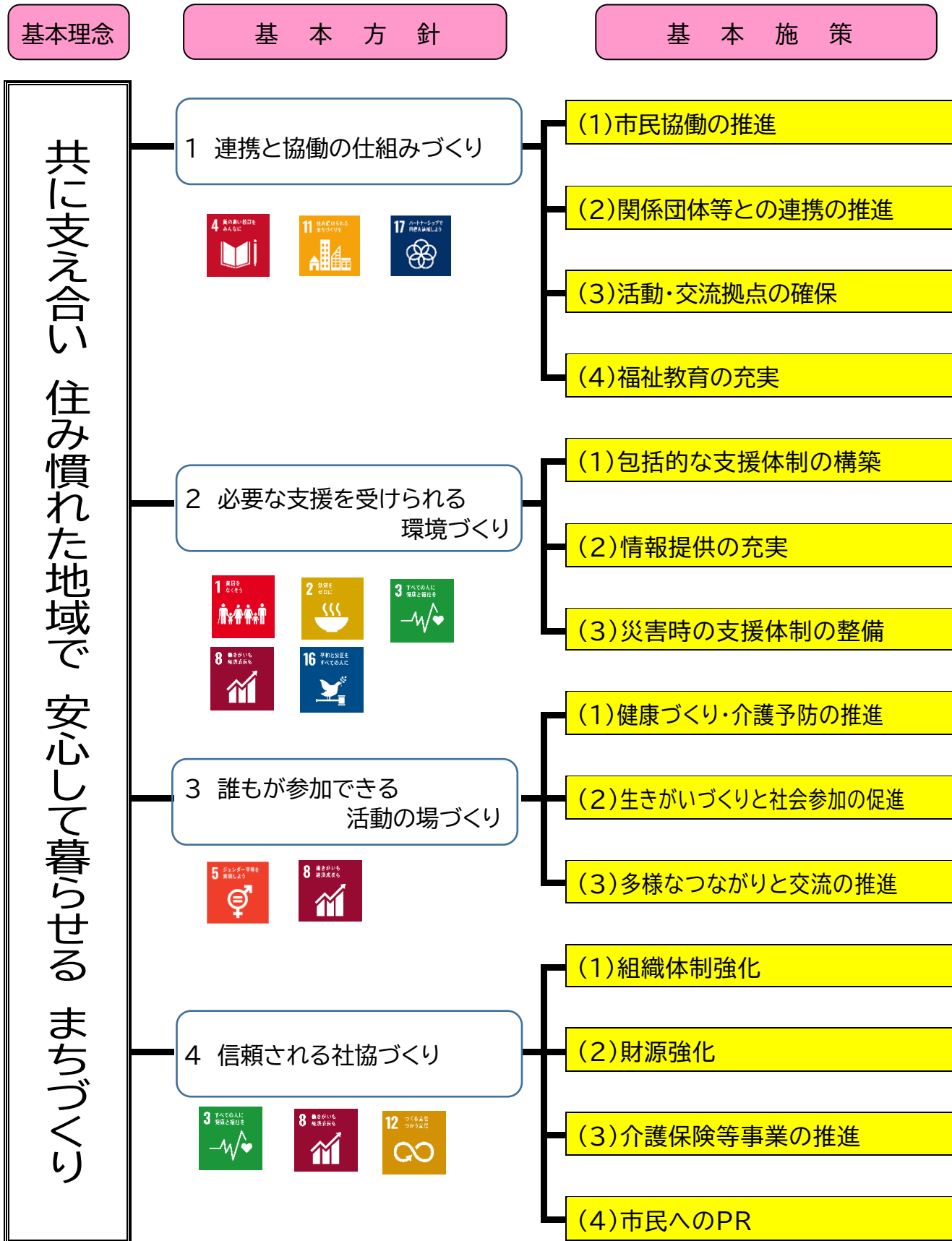


わかりやすく言うなら、発展強化計画の基本理念、基本方針は、家づくりに例えることができます。

基本理念を屋根として、それを支える3つの基本方針を柱とし、4つ目の基本方針が土台となり、3つの基本方針を連携して推進するための重層的支援体制整備事業が筋交いとしてさらに強固なものとしします。

強固な土台、柱に支えられた屋根の下、家(「共に支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らせる まちづくり」)づくりを実現します。

3 計画の体系



6年後のあるべき姿

どのような環境においても、つながりを絶やさず、スムーズな活動が継続する環境ができています。

地域住民、関係団体と情報共有できている。
生活課題から地域課題まで連携して取り組める仕組みができています。

障がいの有無、年齢、国籍等を問わず、多様な住民の活動・交流拠点が整備されている。

全ての世代に支え合いの考えが根付き、地域共生の基盤が整い、地域ぐるみの福祉教育の土壌ができています。

相談する力がない方、複合的な課題を抱えている方等を孤立させない、横断的な支援体制が整備されている。

社協の活動やさまざまなニーズに合わせた社会資源の情報を誰もが受取れる環境ができています。

啓発活動により幅広い年齢層が防災意識を持っている。
各地域で住民や事業所等と連携しながら災害時の支援体制が整備されている。

地域に暮らす誰もが、楽しみながら健康維持や介護予防を図る活動、事業に参加できている。

誰もが、地域で活躍できる機会、地域での役割を持つことができる支援体制が整備されている。

互いが理解し合い、多様な交流ができる環境が整っている。

大規模災害発生に速やかに対応できる組織体制が整っている。
働きやすい職場、新たな課題に柔軟に対応できる職員が育っている。

どこでも、誰でも社協会員に加入できる。
社協会費、共同募金配分金以外の第3の新たな財源がある。

制度の狭間の課題に対応する事業の展開と関係機関・団体・事業者等との連携体制が整備されている。

多くの市民に社協が認知され、困った時の相談等頼りにされている。

第3章 今後の取組み

施策の方向性

これまで第2次計画で目標を定め、様々な課題に取り組んできましたが、8050問題、ダブルケアといった問題、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済、生活に大きな変化をもたらし、生活困窮、差別等の問題を引き起こし、今後どこまで影響が続くのか先が見えない状況があります。

これらの課題に共通しているのが、複数の問題が絡み合って、解決を難しくしていることがあります。そのため、一つの機関で問題に立ち向かえる状況ではなくなっています。知多市社協において、課の枠を超えて、職員一丸となって取り組んでいくことは言うまでもなく、市民、関係機関、事業者、行政等垣根を超えて協力し合い、新たな課題に取り組んでいきます。

本章では、これらを踏まえ、6年後の目指す姿を実現するための具体的な取り組みを記載します。

また、本計画の達成度を測る評価指標を設定します。

1 連携と協働の仕組みづくり

(1)市民協働の推進

6年後の目指す姿

どのような環境においても、つながりを絶やさず、スムーズな活動が継続する環境ができている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲



取組項目	取組内容(主な事業)
① 地域の助け合い活動の推進	○あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業 ○第2層生活支援コーディネーター配置 ○コミュニティソーシャルワーカー配置
② コーディネーターの確保	○第2層生活支援コーディネーター配置※ ○コミュニティソーシャルワーカー配置※ ◆重層的支援体制整備事業(住民同士の顔の見える関係性の育成支援)
③ 地域福祉活動の担い手の確保	○青少年ボランティア・市民活動体験事業 ○災害ボランティアコーディネーター養成講座 ・基礎力向上講座 ○認知症サポーター活動促進 ・地域づくり推進事業(チームオレンジ)
④ ボランティア・NPO活動の推進	○市民活動支援事業 ○団体ボランティア協働事業助成金交付事業 ○ボランティア連絡協議会助成金交付事業



(2)関係団体等との連携の推進

6年後の目指す姿

地域住民、関係団体と情報共有できている。
生活課題から地域課題まで連携して取り組める仕組みができている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲



取組項目	取組内容(主な事業)
① 各種関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○第2層生活支援コーディネーター配置※ ○コミュニティソーシャルワーカーの配置※ ○福祉団体との連携 ◆重層的支援体制整備事業(社会とのつながりを回復するため様々な社会資源を活用した支援事業)※ ◆法人後見事業
② 民間企業と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○第2層生活支援コーディネーター配置※ ○コミュニティソーシャルワーカーの配置※ ○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業) ○フードバンク事業 ◆重層的支援体制整備事業(企業等も含め多様な主体の地域活動への参加を進める)※ ◆無料職業紹介事業



(3)活動・交流拠点の確保

6年後の目指す姿

障がいの有無、年齢、国籍等を問わず、多様な住民の活動・交流拠点が整備されている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲

取組項目	取組内容(主な事業)
①交流拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい・いきいきサロンの支援 ○ひきこもり・不登校居場所づくり事業(フリースペース「まな」) ○長期・年長ひきこもりを抱える家族の集い ◆地域食堂の支援
② 地域に合った居場所・交流拠点の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○第2層生活支援コーディネーター配置※ ○コミュニティソーシャルワーカーの配置※ ○福祉団体との連携 ◆重層的支援体制整備事業(交流できる場、居場所に必要な機能の検討)※



(4)福祉教育の充実

6年後の目指す姿

全ての世代に支え合いの考えが根付き、地域共生の基盤が整い、地域ぐるみの福祉教育の土壌ができている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲

取組項目	取組内容(主な事業)
① 福祉学習の推進	○福祉協力校 ○知多翔洋高校「まちの先生」事業協力 ○福祉教育セミナー
② 地域共生の理念の普及・啓発	○地域共生社会づくりフォーラム ○ボランティア講演会 ○福祉フェスティバル ○あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業※



評価指標【令和9(2027)年度】

基本方針1「連携と協働の仕組みづくり」において、それぞれの基本施策に共通するのが「コミュニティソーシャルワーカー」です。そこで、主な評価指標を次の項目とします。

コミュニティソーシャルワーカーを5中学校区に配置

※ 現在、5中学校区には、社協、NPO法人の生活支援コーディネーターがそれぞれ配置されています。さらに地域のつながりの強化、課題解決等の地域づくりに向けた支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの役割を担う人材を地区、関係機関と協議し、5中学校区それぞれに配置されることを目指します。

2 必要な支援を受けられる環境づくり

(1) 包括的な支援体制の構築

6年後の目指す姿

相談する力がない方、複合的な課題を抱えている方等を孤立させない、横断的な支援体制が整備されている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲

取組項目	取組内容(主な事業)
<p>重点</p> <p>① 包括的支援体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○第2層生活支援コーディネーター配置※ ○コミュニティソーシャルワーカーの配置※ ○日常生活自立支援事業 ○障がい者相談支援センター受託 ○生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)※ ○生活困窮者自立支援事業(家計改善支援事業) ◆重層的支援体制整備事業(複雑化、複合化した課題を抱える相談に対応する多機関協働事業)※ ◆法人後見事業※ ◆無料職業紹介事業※ ◆貴重品預かり事業※
<p>重点</p> <p>② 相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活自立支援事業※ ○生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)※ ○生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)※ ○生活福祉資金貸付事業 ○障がい者相談支援センター受託※ ◆重層的支援体制整備事業(世代、属性に関わらず包括的に相談を受け止める体制づくり)※ ◆ふくし出張相談 ◆法人後見事業※ ◆無料職業紹介事業※ ◆貴重品預かり事業※

<p>③ 相談窓口及び 支援機関の連携</p>	<p>○第2層生活支援コーディネーター配置※ ○コミュニティソーシャルワーカーの配置※ ○障がい者相談支援センター受託※ ◆重層的支援体制整備事業(身近な相談窓口設置)※ ◆ふくし出張相談※</p>
<p>④ 社会的に孤立して いる人を支援する 体制づくり</p>	<p>○生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)※ ○生活困窮者自立支援事業 (家計改善支援事業)※ ○日常生活自立支援事業※ ◆重層的支援体制整備事業(アウトリーチを通じた支援と継続的な伴走支援)※ ◆法人後見事業※ ◆貴重品預かり事業※</p>



(2)情報提供の充実

6年後の目指す姿

社協の活動やさまざまなニーズに合わせた社会資源の情報を誰もが受取れる環境ができている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲



取組項目	取組内容(主な事業)
① 多様な情報の受発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ事業(SNS含む) ○社協だより「ちたのふくし」、ボランティアセンター情報誌発行 ○福祉フェスティバル ◆PR 動画の配信
② 様々な媒体による 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ事業(SNS含む)※ ○社協だより「ちたのふくし」、ボランティアセンター情報誌発行※ ○総合ボランティアセンター管理運営事業 (定期便)



(3)災害時の支援体制の整備

6年後の目指す姿

啓発活動により幅広い年齢層が防災意識を持っている。
各地域で住民や事業所等と連携しながら災害時の支援体制が整備されている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲



取組項目	取組内容(主な事業)
① 災害時要援護者支援事業の推進	○あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業 ※
② 地域の防災力の強化	○災害ボランティアコーディネーター基礎力向上講座※
③ 災害時における各事業所との連携	○災害時派遣事業 ○第2層生活支援コーディネーター配置※ ◆重層的支援体制整備事業(大規模災害発生時等の地域の支援体制の充実)※

評価指標【令和9(2027)年度】

基本方針2「必要な支援を受けられる環境づくり」において、それぞれの基本施策に共通するのが、身近で相談を受け止め、必要な支援につなぐ仕組みです。そこで、主な評価指標を次の項目とします。



市内すべての行政区に相談を受け止める場の確保

※ 現在、市内全行政区 70 地区の内、36 地区 47 か所にふれあい・いきいきサロンがあり、相談を受け止める場ともなっています。サロンに限らず、身近で、相談を受け止め、必要な支援につなげる場所が全ての行政区にあることを目指します。

3 誰もが参加できる活動の場づくり

(1)健康づくり・介護予防の推進

6年後の目指す姿

地域に暮らす誰もが、楽しみながら健康維持や介護予防を図る活動、事業に参加できている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲

取組項目	取組内容(主な事業)
① 健康づくりの推進	○ふれあい・いきいきサロン事業※ ○介護予防フォローアップ事業
② 介護予防の推進	○生活応援サービスかがやき ○介護予防フォローアップ事業※

重点



(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

6年後の目指す姿

誰もが、地域で活躍できる機会、地域での役割を持つことができる支援体制が整備されている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲

取組項目	取組内容(主な事業)
① 生きがいづくりの推進	○生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)※ ○外出支援事業(車いす貸し出し事業・移送サービス事業) ○総合ボランティアセンター管理運営事業(派遣調整) ◆無料職業紹介事業※
② 地域で高齢者が活躍できる環境づくり	○老人クラブ連合会活動の支援 ○ふれあい・いきいきサロン事業※
③ 様々な主体による地域活動の連携	○市民活動支援事業※ ○第2層生活支援コーディネーター配置※



(3)多様なつながりと交流の推進

6年後の目指す姿

互いが理解し合い、多様な交流ができる環境が整っている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲



取組項目	取組内容(主な事業)
① 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がい理解セミナー(児童健全育成講座) ○フリースペース「ひみつきち」 (発達障がい児居場所づくり事業) ○フリースペース「まな」(ひきこもり ・不登校居場所づくり事業)※ ○青少年ボランティア・市民体験事業 ※ ○若者未来応援事業の企画 ◆地域食堂の支援※



評価指標【令和9(2027)年度】

基本方針3「誰もが参加できる活動の場づくり」において、それぞれの基本施策に共通するのが誰もが活躍できる、交流できる拠点です。

そこで、主な評価指標を次の項目とします。

5中学校区に交流拠点の確保

※ 現在、様々な方を対象とした交流の場所がありますが、世代を問わず交流ができ、活躍の機会と役割を生み出す等の機能を持つ場所として、5中学校区に交流拠点が確保されることを目指します。

4 信頼される社協づくり

(1) 組織体制強化

6年後の目指す姿

大規模災害発生に速やかに対応できる組織体制が整っている。
働きやすい職場、新たな課題に柔軟に対応できる職員が育っている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲

重点

取組項目	取組内容(主な事業)
① 計画的な人材確保と育成、安心して働き続けられる職場づくり	○職員研修 ○職員のストレスチェック ○産業医の設置 ◆職員の資格取得支援
② 業務の見直しと効率化の実施	○業務の外部委託 ○会計、法律の専門家による業務相談 ○業務のIT化推進 ○他機関等との情報共有 ◆内部連携の強化
③ 大規模災害でも揺るがない頼られる社協	○災害時対応物品整備事業 ○BCP(業務継続計画)の更新 ○防災訓練等の実施 ○関係機関等との協定

重点



(2)財源強化

6年後の目指す姿

どこでも、誰でも社協会員に加入できる。
社協会費、共同募金配分金以外の第3の新たな財源がある。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲

取組項目	取組内容(主な事業)
① 新たな方法の実践	○社協会員募集 ○共同募金への協力 ○ちょこっと募金
② 新たな財源の開拓	◆共同募金地域課題テーマ募金 ◆クラウドファンディング



(3)介護保険等事業の推進

6年後の目指す姿

制度の狭間の課題に対応する事業の展開と関係機関・団体・事業者等との連携体制が整備されている。



具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲



取組項目	取組内容(主な事業)
① 介護保険制度外のサービス	○生活応援サービス「かがやき」※ ○障がい者ヘルパー事業
② 新たなサービスの企画実施	○市ホームヘルパー連絡協議会事務局 (情報収集)
③ 付加価値のある事業連携	○障がい者相談支援センター受託※ ○知多翔洋高校介護講習の協力 ○知多翔洋高校「まちの先生」事業協力※



(4)市民へのPR

6年後の目指す姿

多くの市民に社協が認知され、困った時の相談など頼りにされている。



○具体的な取り組み

○:継続事業 ◆:新規事業 ※:再掲



取組項目	取組内容(主な事業)
① 親しみやすいイメージ	◆PR動画の作成 ◆キャラクターマスコットの作成起用
② 知名度の向上	○ホームページ事業(SNS含む)※ ○メディア等マスメディアの活用 ◆ノベルティグッズの開発

評価指標【令和9(2027)年度】

基本方針4「信頼される社協づくり」において、それぞれの基本施策に共通して必要となるのが財源です。

そこで、主な評価指標を次の項目とします。



評価指標【令和9(2027)年度】

会費、共同募金配分金の拡充に加え新たな財源の創出

※ 現在、社協が行う福祉事業には、会費、共同募金配分金を充てていますが、その金額は、年々減少しています。今後も、安定した事業展開をするためにも、会費、共同募金配分金の拡充に加え、新たな財源の創出に取り組みます。



重点項目一覧(再掲)

基本方針		掲載ページ
基本施策	取組項目	
1 連携と協働の仕組みづくり		
(1) 市民協働の推進	コーディネーターの確保	19 ページ
(2) 関係団体等との連携の推進	各種関係団体との連携	20 ページ
(3) 活動・交流拠点の確保	地域に合った居場所・交流拠点の検討	21 ページ
(4) 福祉教育の充実	地域共生の理念の普及・啓発	22 ページ
2 必要な支援を受けられる環境づくり		
(1) 包括的な支援体制の構築	包括的支援体制の構築 相談体制の充実	23 ページ
(2) 情報提供の充実	多様な情報の受発信	25 ページ
(3) 災害時の支援体制の整備	災害時要援護者支援事業の推進	26 ページ
3 誰もが参加できる活動の場づくり		
(1) 健康づくり・介護予防の推進	介護予防の推進	27 ページ
(2) 生きがいづくりと社会参加の促進	様々な主体による地域活動の連携	28 ページ
(3) 多様なつながりと交流の推進	青少年の健全育成	29 ページ
4 信頼される社協づくり		
(1) 組織体制強化	計画的な人材確保と育成、安心して働き続けられる職場づくり 大規模災害でも揺るがない頼られる社協	30 ページ
(2) 財源強化	新たな財源の開拓	31 ページ
(3) 介護保険等事業の推進	介護保険制度外のサービス	32 ページ
(4) 市民への PR	知名度の向上	33 ページ

